

旭川流域懇談会規約等

- ・「旭川流域懇談会」設立趣旨…………… 1
- ・「旭川流域懇談会」規約…………… 2
- ・「旭川流域懇談会」運営要領…………… 5
- ・「旭川流域懇談会」傍聴要領…………… 6
- ・「第3回旭川流域懇談会」議事要旨…………… 8

「旭川流域懇談会」 設立趣旨

平成9年に河川法改正の趣旨に則り、旭川水系の河川整備基本方針(河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、基本高水・計画高水流量等)及び河川整備計画(河川整備の目標と河川工事、河川の維持の内容等)の策定準備を進めているところです。

現在、河川整備計画の策定にあたり、同整備計画の原案及び関係住民意見の反映について審議を行う「旭川流域委員会」を設置するため、「旭川流域委員会準備会」を設置し、その準備を行って来たところです。

しかし、河川整備基本方針については、河川管理者において作成を進めているところですが、社会資本整備審議会(河川分科会)による決定・公表まで今しばらく時間を要する状況となりました。

このため、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めるため、「旭川流域懇談会」を国土交通省中国地方整備局岡山河川工事事務所長の委嘱により設置するものです。

「旭川流域懇談会」規約

(名称)

第1条 本会は、「旭川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

(目的)

第2条 懇談会は、旭川河川整備計画【直轄管理区間】の策定にあたり、「旭川流域委員会」設置までの間、旭川に関する諸情報の共有化及び関係住民と河川整備の現状と課題についての認識を深めることを目的として、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(組織)

- 第3条 懇談会は、座長及び委員をもって組織する。委員の委嘱は事務所長が行う。
2. 委員は、旭川流域委員会準備会委員(別表-1)で構成する。なお、必要に応じて懇談会委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
 3. 委員の任期は、旭川流域委員会準備会の再開までとする。
 4. 座長は、委員の互選によって決定する。
 5. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

- 第4条 懇談会は座長が召集する。
2. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
 3. 懇談会の意思決定は、出席委員の過半数を持って行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする。
 4. 懇談会は、専門的な事項を審議する必要がある場合には、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。
 5. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。
 6. 懇談会は、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。
 7. 懇談会は、別途設置される部会等の委員の兼務を認める。

(情報公開)

- 第5条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所調査設計課に置く。

2. 事務局は、懇談会の指示に基づき以下の事務を行う。

- ・会議資料（案）の作成
- ・議事録（案）の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成
- ・その他

（規約の改正）

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

（附 則）

この規約は、平成 15 年 3 月 11 日から施行する。

平成 15 年 7 月 24 日 一部改正

別表-1

「旭川流域懇談会委員」

旭川流域委員会準備会より移行

氏名（敬称略、50音順）	専門分野	所 属
うさみ えいじ 宇佐美 英 司	法 律	弁護士
うちだ かずこ 内 田 和 子	地 理・防 災	岡山大学 文学部 教授
さとう くによす 佐 藤 國 康	生 物	川崎医療福祉大学 環境論 教授
たなか しゅういち 田 中 収 一	マ ス コ ミ	山陽新聞社 論説委員
たにくち まもる 谷 口 守	都 市 計 画	岡山大学 環境理工学部 教授
なごう ひろし 名 合 宏 之	河 川 工 学	岡山大学 環境理工学部 教授
ひさの のぶよし 久 野 の ぶ よ し 修 義	人 文・歴 史	岡山大学 文学部 教授
計 7 名		

必要に応じ、委員を追加

旭川流域懇談会 運営要領

(趣 旨)

この要領は旭川流域懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

- 1) 懇談会の運営方針(議事の進め方等)は懇談会で決定するものとする。
- 2) 岡山河川事務所は河川管理者として、座長の許可を得て資料の説明や回答することができる。
- 3) 必要に応じて、座長の判断により委員以外から意見を聴くことができる。
- 4) 懇談会の内容に関する意見は、文章により郵送、FAX、電子メールで事務局にて受け付けるものとする。

事務局：国土交通省 岡山河川事務所 調査設計課

〒700-0914 岡山市鹿田町2丁目4番36号

FAX (086) 234-2298

URL <http://www.okakawa-mlit.go.jp>

Eメール okakawa5@pol.oninet.ne.jp

(公開方法)

- 1) 懇談会は原則として公開するものとするが、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2) 懇談会資料及び議事録については、国土交通省岡山河川事務所のホームページにて公開するとともに、当事務所にて閲覧することができる。

以上

旭川流域懇談会 傍聴要領

(趣 旨)

この要領は旭川流域懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に係る必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
- 2) 傍聴者数については可能な限り確保することとしますが、会場の都合により満席となった場合は、入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしない。
 - 私語、談論などをしない。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしない。
 - 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしない。
 - 携帯電話などを使用しない。
 - 前号に揚げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わない。
- 4) 傍聴者が前号に揚げる事項を遵守しない場合は、座長より傍聴者へ退室を指示する場合があります。
- 5) 委員による会議の非公開の決定があった場合又は座長が退室を指示した場合は、傍聴者は速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

以上

旭川流域懇談会 一般傍聴者受付簿

) 懇談会の傍聴を希望される方は、下記へ氏名をご記入下さい。

No	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

第3回 旭川流域懇談会 議事要旨

第3回旭川流域懇談会は、事務所長の挨拶に続き、平成15年度の旭川流域懇談会活動のまとめ、平成16年度の旭川流域懇談会活動計画について討議を行った。議事要旨は以下のとおり。

旭川流域懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>1.平成15年度の旭川流域懇談会活動のまとめについて 平成15年度に実施した旭川流域懇談会活動結果及び諸情報の共有について意見交換を行った。</p>	<p>(1)旭川流域懇談会活動について 委員意見 ・下流域で河川整備を進めていく上で利水関係は大きく影響するため、利水の現状について情報を提供してほしい。 事務局 ・旭川の利水関係では水道用水、工業用水、農業用水等の水利用があり、水利権、取水量や施設の関係を整理し、情報提供していきたい。</p> <p>(2)「旭川・百間川協議会だより」の発行について 委員意見 今後「旭川・百間川協議会だより」を発行していく対象として、他にどのような協議会があるのか。 事務局 ・「旭川・百間川協議会だより」は、現在設置している「百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会」と「百間川河口水門周辺有効活用方策検討協議会」の2つの協議会の経過について情報公開するものである。 ・協議会は、地域住民の参加も含め、分流部と河口水門の2つの協議会を設置している。また、専門家による検討として、「旭川(分流部)水理検討委員会(閉会)」、「二の荒手調査委員会(閉会)」及び「旭川植生管理方針検討会」があり、結果や経過については、情報提供していく予定である。</p> <p>(3)旭川の課題について 委員意見 ・旭川の課題として、既存協議会のテーマが大きい課題と受け止めてよいか。その他はないのか。 事務局 ・百間川に洪水を安全に分流させるために分流部と河口水門整備を地域の方に御理解いただき進めたいというのが、現在の旭川の課題・懸案であり、協議会の提言については分科会に反映していく予定である。 ・将来的には、東西中島地区周辺の治水対策や、河川に繁茂している樹木の適切な管理などが課題になると考えている。</p> <p>(4)上・中流域との繋がりについて 委員意見 ・今後、直轄区間の整備計画を考える上で自然環境やダムなど上・中流域との繋がりは大変であり、上・中流の問題をどのように取り込んでいくのか。 事務局 ・既存ダムの機能のあり方などを基本方針の中で詰め、平成16年度内に方針を出せればと考えている。 また、上・中流域は岡山県が河川整備計画を策定しており、その内容についても情報提供する機会を設けたい。</p>

旭川流域懇談会の質疑内容	質疑に対する意見・回答及び決定事項
<p>2.平成16年度の旭川流域懇談会活動計画について 「旭川流域委員会及び準備会」のスケジュールの見直しについて 全国の河川整備基本方針の策定状況を踏まえ、事務局より旭川流域委員会の設置は平成 17 年 4 月目途、河川整備計画策定は平成 18 年度中にずれ込むとするスケジュールの見直しについて提案した。 旭川流域懇談会活動の方向性について 平成15年度の旭川流域懇談会活動を通じて頂いた意見を踏まえ、事務局より今後の活動の方向性について提案した。 平成16年度の旭川流域懇談会活動計画について 平成 16 年度の旭川流域懇談会活動計画について、事務局より提案した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・了承（旭川流域懇談会各員） ・了承（旭川流域懇談会委員） 地域住民への情報提供について 委員意見 ・旭川の特徴（良い点、悪い点、重要度、歴史、文化など）について地域住民にも理解されやすい手法を考えてほしい。（他河川との相对比较、ホームページ・ビデオ・DVDなどの活用） ・最近、文化景観の概念が打ち出されてきている。単なる自然景観ではなく、歴史の積み重ねの中で人間が手を加えてきたその積み重ねが一つの景観を形成しており、積極的に評価して今後に生かす動きが日本でも世界的にも進んできている。旭川では勝山の高瀬舟の発着場跡、下流域では後楽園や岡山城が代表的であるが、中原橋とか、龍ノ口山塊と旭川も文化景観と言える。旭川の文化景観の発掘とアピールが必要ではないか。 事務局 ・ご意見を踏まえ、相对比较など整理の上、情報提供に努力していきたい。 論点の明確化について 委員意見 ・現状、課題を議論する上で、それを何のために議論しているのか、論点を明確にしてほしい。治水と環境をどう調和させていくのかを議論するため、今後説明する資料はメリット、デメリットなどを系統立てて整理してほしい。 自治体との連携について 委員意見 ・河川管理者だけで旭川の将来の姿を決めるのは難しい。地域住民の要望の捉え方として、県及び市町村は旭川をどう考えているのか、また各自治体は何ができるのかなど意見交換を行う必要がある。 事務局 ・事務的な話で終わらないよう、レベル毎に色々意見交換していきたい。 他事例の情報提供について 委員意見 ・他河川流域委員会の事例を見ると発言の重みが増してきているように感じられるが、そうした情報も提供してほしい。 旭川下流域現地見学会について 委員意見 ・見学にあたっては、現地に行く前に旭川の概要を説明するなど、理解を深めた上で行ってほしい。
<p>3.その他 旭川・百間川改修の必要性について、事務局より情報提供を行った。</p>	

